平成２６年（フ）第１１１０号
大阪市鶴見区鶴見２丁目15番21号
債務者　前川みゆき（旧姓皆本）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４６号
大阪市浪速区下寺１丁目２番６号　中川マンション202号
債務者　大内梨恵こと　大内　リエ
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６４号
大阪府豊中市服部豊町１丁目９番17号、前住所大阪府豊中市服部豊町１丁目13番27―201号
債務者　菊池　栄喜
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３４号
大阪市港区港晴１丁目６番１―205号
債務者　辻　　輝男
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０４号
大阪府茨木市真砂２丁目11番２号ロイヤルハイム405号
債務者　奥　　直幸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７２号
大阪市大正区千島２丁目４番２―437号
債務者　芦阪　明美（旧姓日置）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２２号
大阪府門真市宮前町13番２号　宮前ハイム208号
債務者　松下　明弘
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６００号
大阪市東淀川区西淡路２丁目13番28―18号
債務者　桑原　　豊
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６４０号
大阪府吹田市片山町１丁目14番20号
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６８１号
大阪府吹田市江坂町２丁目８番２号
債務者　中村　高根
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２７号
大阪市西淀川区野里１丁目11番18号パインハイム野里401号室
債務者　大塚美根子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３８号
大阪府東大阪市足代３丁目４番６号
債務者　高津　健子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８号
函館市中島町20番５号
債務者　佐々木　聡
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
函館市旭町８番19号
債務者　姥ヶ澤千代子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１６号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部188番地１
債務者　佐藤　陽一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
函館市田家町10番12―601号
債務者　倉橋　隆幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
山口県宇部市上条２丁目６番10―５号、従前の住所山口県宇部市東梶返３丁目17番６―103号
債務者　矢橋　典子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所宇部支部